

⑤ 公共建築数量積算基準
(令和5年改定)

公共建築数量積算基準

(令和 5 年改定)

平成 1 5 年 3 月 3 1 日国営計第 1 9 6 号
最終改定 令和 5 年 3 月 2 9 日国営積第 8 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。また、この基準は、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準です。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

(目 次)

第1編 総則

- 1 適用
- 2 基本事項

第2編 仮設

第1章 仮設

- 第1節 仮設の定義
- 第2節 仮設の区分
- 第3節 共通仮設の計測・計算
 - 1 通則
 - 2 共通仮設の計測・計算
- 第4節 直接仮設の計測・計算
 - 1 通則
 - 2 直接仮設の計測・計算
- 第5節 専用仮設の計測・計算
 - 1 通則
 - 2 専用仮設の計測・計算

第3編 土工・地業

第1章 土工

- 第1節 土工の定義
- 第2節 土工の計測・計算
 - 1 通則
 - 2 土の処理の計測・計算
 - 3 山留め壁の計測・計算
 - 4 排水の計測・計算

第2章 地業

- 第1節 地業の定義
- 第2節 地業の計測・計算
 - 1 通則
 - 2 地業の計測・計算

第4編 躯体

第1章 躯体の定義と区分

- 第1節 躯体の定義
- 第2節 躯体の区分

第2章 コンクリート部材

第1節	コンクリート部材の区分
第2節	コンクリート部材の計測・計算
1	通則
2	各部分の計測・計算
第3章	鉄筋
第1節	鉄筋の区分
第2節	鉄筋の計測・計算
1	通則
2	各部分の計測・計算
第4章	鉄骨
第1節	鉄骨の区分
第2節	鉄骨の計測・計算
1	通則
2	各部分の計測・計算
第3節	錆止め塗装の計測・計算
第4節	耐火被覆等の計測・計算
第5章	木躯体（軸組構法）
第1節	木躯体（軸組構法）の区分
第2節	木躯体（軸組構法）の計測・計算
1	通則
2	各部分の計測・計算
第5編	仕上
第1章	間仕切下地
第1節	間仕切下地の定義
第2節	間仕切下地の計測・計算
1	通則
2	材種による特則
第2章	仕上
第1節	仕上の定義と区分
1	仕上の定義
2	仕上の区分
第2節	仕上の計測・計算
1	通則
2	主仕上の計測・計算
3	材種による特則

第6編 屋外施設等

第1章 囲障

第1節 囲障の区分

第2節 囲障の計測・計算

1 通則

2 各部の計測・計算

第2章 構内舗装

第1節 構内舗装の区分

第2節 構内舗装の計測・計算

1 通則

2 各部の計測・計算

第3章 屋外排水

第1節 屋外排水の計測・計算

1 通則

2 各部の計測・計算

第4章 植栽

第1節 植栽の区分

第2節 植栽の計測・計算

1 各部の計測・計算

第5章 その他工作物

第1節 その他工作物の計測・計算

1 各部の計測・計算

第7編 改修

第1章 仮設（改修）

第1節 仮設（改修）の定義

第2節 直接仮設（改修）の計測・計算

1 通則

2 直接仮設（改修）の計測・計算

第2章 躯体改修

第1節 躯体改修の定義と区分

1 躯体改修の定義

2 躯体改修の区分

第2節 躯体改修の計測・計算

1 通則

2 躯体改修の計測・計算

第3章 仕上改修

第1節 仕上改修の定義と区分

1 仕上改修の定義

2 仕上改修の区分

第2節 仕上改修の計測・計算

1 通則

2 仕上改修の計測・計算

3 改修各部の計測・計算

第4章 その他改修

第1節 その他改修の定義

第2節 その他改修の計測・計算

1 通則

2 その他改修の計測・計算

第5章 発生材

第1節 発生材の計測・計算

1 通則

2 発生材の計測・計算

第8編 発生材処理

第1章 発生材処理

第1節 発生材処理の定義

第2節 発生材処理の計測・計算

公共建築数量積算基準

第1編 総則

1 適用

この基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造、木造（軸組構法）等の標準的な建築物に適用する。

2 基本事項

- (1) 数量を求める対象は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- (2) 数量は、原則として設計数量とする。ただし、計画数量及び所要数量を求める場合は、この基準に示す方法に基づいて計測・計算する。
 なお、設計数量、計画数量及び所要数量は、次による。
 - 1) 設計数量とは、設計図書に記載されている個数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量をいう。なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。
 - 2) 計画数量とは、設計図書に基づいた施工計画により求めた数量をいう。
 - 3) 所要数量とは、定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいう。
 なお、所要数量であることを明示する。
- (3) 設計寸法とは、設計図書に記載された寸法、記載された寸法から計算によって得られる寸法及び計測器具により読み取ることのできる寸法をいう。
- (4) 計測における寸法の単位は、原則としてmとする。
- (5) 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、 m^2 、 m^3 及びtとする。
- (6) 計測・計算における端数処理及び有効数値は、原則として次による。
 - 1) 端数処理は、四捨五入とする。
 - 2) 長さ、面積、体積及び質量は小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、電子データの数値については、計測・計算過程において、その数値を活用してもよい。
- (7) 工事費内訳書の数量は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。
 ただし、100以上の場合は整数とする。
- (8) 数量は、公共建築工事標準単価積算基準における単価に対応したものとする。
- (9) この基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
- (10) 計測・計算に統計値を用いるときは、適切な統計値による。
- (11) 計測・計算は、工事費内訳書による種目、科目（中科目）及び細目に区分するほか、第2編以降による。

第2編 仮設

仮設の計測・計算については、共通仮設、直接仮設及び専用仮設に区分して定める。

第1章 仮設

第1節 仮設の定義

仮設とは、「建築物を完成するために必要な一時的な仮の施設・設備で建物が完成するまでにすべて撤去されるもの」をいう。

第2節 仮設の区分

（1）共通仮設

共通仮設とは、複数の工事種目に共通して使用する仮設をいう。

（2）直接仮設

直接仮設とは、工事種目ごとの複数の工事科目に共通して使用する仮設をいう。

（3）専用仮設

専用仮設とは、工事種目ごとの工事科目で単独に使用する仮設をいう。

第3節 共通仮設の計測・計算

1 通則

共通仮設は、仮設図面等に基づいて積み上げ計算するか、標準的な項目については適切な統計値により算出することができる。なお、積み上げ計算する項目については、計画数量とする。

（1）仮囲い

仮囲いとは、作業現場周辺を保安等の理由から区画するもので、建築等の工事及び除去のための工事を行う場合においては、工事期間中工事現場の周囲に設けるものをいう。

（2）工事用道路等

工事用道路等とは、構内の軟弱地盤、重機の走行、長期間の工事等により必要に応じて構内に設置する工事用の道路等をいう。

（3）安全管理・合図等の要員

安全管理・合図等の要員とは、工事現場出入口等に配置する交通誘導警備員等のことをいう。

（4）揚重機械器具

揚重機械器具とは、工事に必要な資材等の荷揚げ及び荷卸しを行うクレーン及びリフト類をいう。

（５）その他

積み上げ項目を必要に応じて、施工条件明示し、その他として取扱う。

２ 共通仮設の計測・計算

（１）仮囲い

仮囲いの数量は、種別、高さ等により区分し、仮囲いの外周面の長さを計測・計算する。設置範囲が設計図書に記載されていない場合は、敷地境界線上の長さを数量とする。また、出入口のゲート類の数量は、種別、寸法等により区分し、箇所を数量とする。

（２）工事用道路等

工事用道路等の数量は、種別、厚さ等により区分し、長さ又は面積を計測・計算する。

（３）安全管理・合図等の要員

工事現場出入口等に配置する安全管理・合図等の要員の数量は、設計図書による。ただし、記載のない場合は、施工内容、施工条件、敷地の周辺状況及び搬入・搬出頻度を考慮して算出する。

（４）揚重機械器具

揚重機械器具の数量は、設計図書による。ただし、記載のない場合は、施工内容、施工条件及び敷地の周辺状況により算出する。

（５）その他

施工条件明示の項目ごとに、適切な数量を算出する。

第４節 直接仮設の計測・計算

１ 通則

直接仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、それぞれの仮設材そのものを計測せずに仮設の設置範囲（建築面積、延べ面積）を数量とする項目と、設計寸法から計測・計算する項目がある。

計測・計算する項目についても、一般的に任意で作成された仮設図面に基づいて計測・計算を行い、その数量は計画数量とする。

（１）遣方

遣方とは、配置図により建物の通り芯、高さ等の基準を示すものをいう。

（２）墨出し、養生、整理清掃後片付け

墨出しとは、躯体、仕上及び設備各工事を施工するために、床、柱及び壁に通り芯並びに高さの基準を示すことで、躯体断面、仕上取付、設備機器等の据付の基準となる親墨までをいう。

養生とは、躯体、仕上げ等の施工済みの各種工事が次工程又は竣工までの破損、汚れ等を防ぐための養生をいい、通路等共通スペースの養生も含む。

整理清掃後片付けとは、屋内及び屋上の片付け清掃をいう。

（３）足場

足場とは、工事施工に伴う内外の高所作業（２．０m以上）の作業床、通路として工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物等である。通常、外部足場、内部躯体足場、内部仕上足場等に区分する。また、外部足場は足場の種類（枠組幅等）により区分する。

（４）災害防止

災害防止とは、工事関係者及び第三者の災害防止のために設置する垂直養生、安全ネット、外周・開口部養生手すり等の安全設備をいう。

共通仮設の安全施設、鉄骨工事の専用仮設等は区分する。

２ 直接仮設の計測・計算

（１）遣方

遣方の数量は、建築面積とする。なお、建築面積（建築基準法面積）の対象となっていない接地部分の面積は別に計測・計算する。

（２）墨出し、養生、整理清掃後片付け

墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、建築物の各階の床面積の合計（以下「延べ面積」という。）とする。なお、延べ面積の対象となっていない付帯部分は、区分して計測・計算する。

（３）足場

１）外部足場

- ① 外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さと構築物等の上部までの高さによる面積とする。

足場の中心は、作業幅を考慮し、構築物等の外壁面から１．０mの位置を標準とする。

また、最上部には安全手すりを設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。

- ② 一側足場の数量は、構築物等の外壁面から０．５mの位置を標準とし、その水平長さと足場高さによる面積とする。

また、一側足場の場合は安全手すりの高さに変えて、構築物等の上部までの高さに１．０mを加算した高さを足場高さとする。

２）地足場

地足場は根切り深さにより基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積とする。ただし、地下面積が建築面積を超える場合は、超える面積を加算する。

３）内部躯体足場

鉄筋・型枠足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が４．０m超え５．０m未満の鉄筋・型枠足場及び階高が５．０m以上の躯体支保工は高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。

4) 内部仕上足場

内部仕上足場の数量は、延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。また、階段室、E Vシャフト等の足場も区分する。

(4) 災害防止

- 1) 垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛け面積（掛け㎡）とする。
- 2) 水平ネット張りの数量は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨軸組部分の各階ごとに設置し、鉄骨軸組部分の建方掛け面積（掛け㎡）とする。
- 3) 小幅ネット（層間塞ぎ）の数量は、必要に応じた層間塞ぎの掛け長さ（掛けm）とする。
- 4) 養生防護棚の数量は、必要に応じた掛け長さ（掛けm）とする。

第5節 専用仮設の計測・計算

1 通則

専用仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、仮設の設置範囲を数量とし、計画数量とする。

2 専用仮設の計測・計算

(1) 土工専用仮設

土工専用仮設には、排水施設、法面養生、法面養生手すり、山留め・支保工等があるが、原則として仮設図面に基づいて、計測・計算する。

(2) コンクリート足場

コンクリート足場の数量は、延べ面積とする。

(3) 鉄骨足場

鉄骨足場には、吊り棚足場、吊りかご足場及び吊り枠足場があり、数量は、それぞれ鉄骨軸組部分の延べ面積、架け長さ及び箇所数とする。

(4) 木躯体足場

木躯体足場の数量は、木躯体軸組部分の延べ面積とする。なお、階高が4.0mを超える足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場高さにより区分した対象床面積とする。

第3編 土工・地業

土工・地業の計測・計算については、土工と地業に区別して定める。

第1章 土工

第1節 土工の定義

土工とは、整地、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土（不用土）処理等、土の処理及びこれらに伴う山留め、排水等をいう。

第2節 土工の計測・計算

1 通則

- 1) 根切り、埋戻し、山留め、排水等の計測・計算は、原則として計画数量とする。
- 2) 土工の計測・計算は、原則として根切り基準線から行う。
- 3) 根切り基準線は次による。

根切り基準線は設計地盤を原則とする。設計地盤と現状地盤とが異なる場合には根切り、埋戻しの基準線は現状地盤とする。

なお、同一建物について現状地盤に若干の高低差のある場合は、便宜上その平均高さを現状地盤高さとする。

- 4) 土砂量は地山数量とし、掘削による増加、締固めによる減少は考慮しない。
- 5) 土工について土工計画があるときは、原則としてその計画に基づいて計測・計算する。

2 土の処理の計測・計算

土の処理は、整地、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土（不用土）処理等に区分して定める。

(1) 整地

整地とは、設計地盤又は現状地盤に沿う敷地の地均しをいい、その数量は指定された範囲の水平面積とする。ただし、敷地が設計地盤より高いときは、計算上すきとり、切土して設計地盤を形成するものとし、その数量は敷地の設計地盤からの平均高さと指定された範囲の水平面積による体積とする。

(2) 根切り

根切りとは、基礎、地下構築物等を施工するための土の掘削をいい、その数量は計算上根切り側面を垂直とみなし、その根切り面積と根切り深さによる体積とする。

根切り面積とは、原則として基礎又は地下構築物等の底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計測・計算した面積をいう。

1) 根切りは、基礎・基礎梁の構造により、つぼ・布掘り、総掘りに分類する。

ただし、つぼ・布掘りで基礎の深い場合は、一次根切りを総掘りとし、二次根切りをつぼ・布掘りとする。

2) 根切り深さとは、根切り基準線から基礎、地下構築物等の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利地業等の厚さ等を加えたものをいう。ただし、地下構築物等で総掘り後の独立基礎、布基礎、基礎梁等のための根切りについては、総掘りの根切り底を根切り基準線として計測・計算し、総掘りと区分する。

3) 余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の $1/2$ を加えた幅をいう。

作業上のゆとり幅は、0.5mを標準とする。ただし、土間、犬走り等の作業上のゆとり幅は、0.1mを標準とする。

法幅の土質と根切り深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、指定のない場合の普通土の係数は、

- ① 根切り深さが1.5m未満の場合は0とし、法を設けない。
- ② 根切り深さが1.5m以上5.0m未満は0.3を標準とする。
- ③ 根切り深さが5.0m以上は0.6を標準とする。

また、山留め壁と躯体間の余幅は1.0mを標準とする。

4) 基礎梁の根切りの長さは、独立基礎の根切り側面から計測・計算し、交差する基礎梁又は布基礎の根切りの長さは、深い方の根切り側面から計測・計算する。

5) 根切り床付けの数量は、基礎、基礎梁下、耐圧盤下等の砂利地業の面積による。また、杭間ざらいの数量は、杭の種別等により区分する。

6) 土間、犬走り等のすきとりは（2）根切りに準ずる。

7) 杭の余長等による根切り量の減少はないものとする。

（3）埋戻し

埋戻しとは、根切り部分と基礎、地下構築物等との間隙を土、砂等により充てんすることをいい、その数量は、根切りの数量から根切り基準線以下の基礎又は地下構築物の体積、砂利地業及び捨コンクリートの体積を控除した数量とする。また、埋戻しの土は、種別ごとに区分する。

（4）盛土

盛土とは、設計図書によって土、砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、その根切り基準線からの平均厚さによる体積とする。また、盛土の土は、種別ごとに区分する。

（5）建設発生土（不用土）処理

建設発生土（不用土）処理とは、当該建築工事について不用となる土の処理をいい、その数量は敷地の条件又は根切り及びすきとりによる土の状況により、次による。

- 1) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適さないときは、根切り及びすきとりの数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。
- 2) 根切り及びすきとりによる土が、埋戻し及び盛土に適するときは、原則として根切り及びすきとりの数量から埋戻し及び盛土の数量を減じた数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。ただし、根切り及びすきとりによる土を仮置きすることができない場合は、根切り及びすきとりの全数量を建設発生土（不用土）処理の数量とする。また、処分先等が異なる場合は、それごとに区分する。

3 山留め壁の計測・計算

- 1) 山留め壁とは、根切り側面の土の崩壊等を防御するための仮設備をいう。その数量は根切り深さに根入長さを加えた山留め壁の高さと、山留め壁周長との積による壁面積とする。なお、親杭・横矢板工法の場合、矢板数量は、根切り深さを高さとする山留め壁高さと山留め壁周長との積による壁面積とし、親杭は根入れを含む長さごとの本数又は延べ長さとする。
基礎根切り等の山留め壁については、それぞれの山留め壁高さと山留め壁長さとの積による面積又は箇所数とすることができる。
- 2) 切りばり面積は各段ごとの根切り面積とする。
- 3) 山留め壁、腹おこし、切りばり等の山留め壁用機材類の数量を求める必要があるときは、1) 項による山留め壁数量と土質、湧水量等に基づいて山留め壁計画を設定したうえで、計測・計算する。
- 4) 山留め壁（地中連続壁）の鉄筋は所要数量とし設計数量に対し、3%増を標準とする。

4 排水の計測・計算

- 1) 排水とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量による。
- 2) 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

第2章 地業

第1節 地業の定義

地業とは、基礎杭、地盤改良等の建物等を支持する部分、砂利地業等をいう。

第2節 地業の計測・計算

1 通則

- 1) 杭地業の計測・計算は、設計図書による。

- 2) 杭頭の処理等の数量は、既製コンクリート杭は寸法等ごとの本数又は場所打コンクリート杭はその体積、鉄筋等の質量とする。

2 地業の計測・計算

（1）既製杭

- 1) 既製杭とは、コンクリート製、鋼製等の既製杭による杭地業をいう。
- 2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、継手を考慮した杭のセット本数とする。

（2）場所打コンクリート杭

- 1) 場所打コンクリート杭とは、コンクリート現場打の杭地業をいう。
- 2) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、原則として杭の箇所数（本数）による。コンクリート体積については杭工法及び杭径による適切な割増をした数量とする。

また、必要に応じて杭頭部にコンクリートの余盛りを加算する。

- 3) 杭に用いる鉄筋の所要数量を求める場合は設計数量に対し、3%増を標準とする。

（3）特殊地業

- 1) 特殊地業とは、軟弱地盤を改良し、土の沈下を防止するため、土の締固め、脱水、固結、置換等により形成する地業をいう。
- 2) 特殊地業の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区分し、その改良土別及び場所ごとに改良される土の地山体積とする。

（4）ラップルコンクリート

- 1) 掘削、山留め等の計測・計算は、第3編第1章第2節の土工の計測・計算の定めによる。
- 2) コンクリート、型枠の計測・計算は、第4編第2章第2節の2各部分の計測・計算の（1）の独立基礎に準じる。
- 3) 型枠を使用しない場合のラップルコンクリート数量は、割増を行った数量とする。

（5）砂利地業等

- 1) 砂利地業等とは、根切り底における基礎下等の砂利地業、碎石地業及び捨コンクリートをいい、その数量は、設計図書による面積とその厚さとの積による体積とし、その種類により区分する。

なお、設計図書に記載のない場合は躯体側面より0.1m出幅を加えた寸法とする。

- 2) 杭径が600mm未満の杭部分の砂利地業及び捨コンクリートの欠除はないものとする。

第4編 躯体

躯体の計測・計算については、コンクリート、型枠、鉄筋鉄骨及び木躯体（軸組構法）に区別して定める。

第1章 躯体の定義と区分

第1節 躯体の定義

躯体とは、地業と接続する建築物の構造的な骨組部分をいう。

第2節 躯体の区分

躯体は、積算上一般に基礎、柱、梁、床板、壁、階段及びその他の各部分に区分する。ただし、壁式構造の場合は、基礎、壁（壁梁を含む）、小梁、床板、階段及びその他の各部分に区分し、木造の場合は、第5章「木躯体（軸組構法）」の区分による。

また、特殊な躯体等については、これらに準ずる。

（1）基礎

1）独立基礎

独立基礎とは、基礎底面から柱又は基礎梁との接続面までの部分をいう。

2）布基礎

布基礎とは、基礎底面から柱又は壁との接続面までの部分をいう。

3）基礎梁

基礎梁とは、基礎間、基礎梁間又は柱間をつなぐ横架材の内法部分をいう。

4）底盤（基礎スラブ）

底盤とは、独立基礎、布基礎、基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。

（2）柱

基礎上面から屋上階床板上面までの部分を、下部から基礎柱、各階柱及び最上階柱に区分する。

基礎柱は、独立基礎上面から基礎梁上面までとし、各階柱は各階床板上面間の柱とする。

各階柱のうち最下階の柱は、基礎梁上面から直上階床板上面までとする。最上階柱は、最上階床板上面から屋上床板上面までとする。

（3）梁

1）大梁

大梁とは、柱に接する横架材の内法部分をいう。片持梁等もこれに準ずる。

2) 小梁

小梁とは、大梁に接する横架材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁又は壁梁に接する横架材の内法部分をいう。

(4) 床板（スラブ）

床板とは、柱、梁等に接する水平材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁、壁梁等に接する水平材の内法部分をいう。片持床板等もこれらに準ずる。

(5) 壁

壁とは、柱、梁、床板等に接する垂直材の内法部分をいい、開口部を除く。ただし、壁式構造については、基礎上面から屋上床板上面までの垂直材をいい、開口部を除く。

袖壁、下り壁、腰壁等もこれらに準ずる。

(6) 階段

階段とは、段スラブ及びこれに付随する部分をいい、踊場、手すり壁等を含む。

(7) その他

庇、パラペット、ドライエリア等前記（1）～（6）の各部分に接続する部分をいう。

第2章 コンクリート部材

第1節 コンクリート部材の区分

コンクリート部材は、第1章第2節の躯体の区分の定めによる。

第2節 コンクリート部材の計測・計算

1) コンクリート部材は、コンクリートと型枠に区分し、計測・計算する。

2) 各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。

3) 壁式構造における壁高さは、基礎上面から最下階直上の床板上面まで、各階床板上面間、最上階床板上面から屋上床板上面までの寸法により計測・計算する。

4) 壁式構造における壁長さは、原則として内法長さにより計測・計算するものとし、互いに接続する壁の部分は、原則としてさきに計測・計算した部分に属するものとする。ただし、同一の厚さの壁が連続している場合は、全体を通した内法長さによる。

布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。

1 通則

(1) コンクリート

- 1) コンクリートの数量は、普通コンクリート、軽量コンクリート等の種類、調合、強度、スランプ等により区分し、各部分ごとに設計寸法により次の各項に定めるところに従って計測・計算した体積とする。ただし、コンクリートの断面寸法は、第1編総則2基本事項（6）2）の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算する。
- 2) 鉄筋及び小口径管類によるコンクリートの欠除はないものとする。
- 3) 鉄骨によるコンクリートの欠除は、第4章鉄骨に定めるところにより計測・計算した鉄骨の設計数量について7.85tを1.0㎡として換算した体積とする。
- 4) 窓、出入口等の開口部によるコンクリートの欠除は、原則として建具類等の開口部の内法寸法とコンクリートの厚さとによる体積とする。ただし、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として開口部によるコンクリートの欠除はないものとする。

（2）型枠

- 1) 型枠の数量は、普通合板型枠、打放し合板型枠、曲面型枠などの材料、工法及びコンクリート打設面により区分し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積を次の各項に定めるところに従って計測・計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。
- 2) 梁と床板、基礎梁等と底盤、同一幅の柱と梁等及び壁式構造における壁と床板の接続部は、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算2）の定めによる「さきの部分」の接続部の型枠を差し引く。これ以外の接続部の面積が1.0㎡以下の箇所の型枠の欠除はないものとする。
- 3) 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具類等の内法寸法とする。なお、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5㎡以下の場合は、原則として型枠の欠除はないものとする。

また、開口部の見込部分の型枠は計測の対象としない。

- 4) 斜面の勾配が3／10を超える場合は、その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。
- 5) 階段の踏面及び階の中間にある壁付きの梁の上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。
- 6) 大面木、化粧目地、打継ぎ目地、誘発目地等は計測・計算の対象とする。なお、打放し型枠の通常の面取りは計測の対象としない。

2 各部分の計測・計算

（1）基礎

1) 独立基礎

- ① コンクリートの数量は、設計寸法による体積とする。
- ② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則（2）2）により、斜面については（2）4）による。
- ③ 型枠の数量については、1通則（2）1）では「側面及び底面」としているのを、独立基礎では「側面及び斜面」とし、斜面の上面型枠を計測・計算の対象としている。なお、1通

則（2）4）の規定により勾配3／10以下の場合は施工の実際と関係なく計測の対象としない。接続部の型枠の取扱いについては1通則（2）2）による。

2）布基礎

- ① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
- ② 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。接続部については、1通則（2）2）により、斜面については（2）4）による。

3）基礎梁

- ① コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
- ② 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則（2）2）による。なお、必要があるときは基礎梁の底面型枠を計測・計算の対象とする。

4）底盤（基礎スラブ）

- ① コンクリートの数量は、設計寸法による盤厚と独立基礎、布基礎、基礎梁等に接する内法面積とによる体積とする。ただし、柱との取合部分の底盤の欠除はないものとする。
- ② 型枠の数量は、コンクリートの傾斜部分の面積とする。ただし、斜面については、1通則（2）4）による。

（2）柱

- 1）コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
各階柱、最上階柱等の区分は、第1章第2節の躯体の区分（2）による。
- 2）型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則（2）2）による。

（3）梁

- 1）コンクリートの数量は、設計寸法による断面積とその長さによる体積とする。
- 2）型枠の数量は、コンクリートの側面及び底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の面積の伸びはないものとする。接続部については、1通則（2）2）による。

（4）床板（スラブ）

- 1）コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。ただし、壁式構造については、設計寸法による板厚と壁又は壁梁に接する内法面積とによる体積とする。
開口部については、1通則（1）4）による。
- 2）型枠の数量は、コンクリートの底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の底面積の伸びはないものとし、また梁の水平ハンチによる底面の欠除はないものとする。
開口部については、1通則（2）3）による。

（5）壁

- 1）コンクリートの数量は、設計寸法による壁厚と柱、梁、床板等に接する内法面積とによる体積とする。ただし、壁式構造については、壁厚と壁高さ、壁長さによる体積とする。

また、梁、床板のハンチ等との取り合い部分の壁の欠除はないものとする。

開口部については、1通則（1）4）による。

- 2）型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。接続部については、1通則（2）2）により、開口部については、1通則（2）3）による。ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠除はないものとする。

（6）階段

- 1）コンクリートの数量は、設計寸法による段スラブ、踊場等の板厚とその内法面積とによる体積とする。手すり壁は壁に準ずる。
- 2）型枠の数量は、コンクリートの底面、他の部分に接続しない側面、踏面及び蹴上げの面積とする。手すり壁は壁に準ずる。接続部については、1通則（2）2）による。

（7）その他

- 1）庇、パラペット、ドライエリア等のコンクリートの数量は、（1）基礎～（6）階段に準ずる。
- 2）庇、パラペット、ドライエリア等の型枠の数量は、（1）基礎～（6）階段に準ずる。

第3章 鉄筋

第1節 鉄筋の区分

各部分の名称は、第1章第2節の躯体の区分により、各部分のコンクリート中の鉄筋とその定着等に必要な長さを加えたものをその部分の鉄筋とする。

第2節 鉄筋の計測・計算

- 1）各部分の計測・計算は、第1章第2節の躯体の区分の順序に従い、その接続は原則として「さきの部分」に「あとの部分」が接続するものとして計測・計算する。
- 2）壁式構造における壁筋の垂直方向の長さは、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算の3）に定める壁高さによる。腰壁、下り壁等は、それぞれ床板上面までを壁高さとする。
- 3）壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、壁の長さ（壁の内法長さと接続する壁厚）に定着長さを加えた長さとする。ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した内法長さ（壁の内法長さと接続する壁厚）に定着長さを加えた長さとする。布基礎、基礎梁等もこれらに準ずる。

1 通則

鉄筋の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、原則としてコンクリートの設計寸法に基づき、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さを設計長さとし、その設計長さに日本工業規格（以下「JIS」という。）に定める単位質量を乗じた質量とする。

1) 基礎、柱、梁、床板、壁等の先端で止まる鉄筋は、コンクリートの設計寸法をその部分の鉄筋の長さとし、これに設計図書等で指定された場合はフックの長さを加える。斜筋もこれに準ずる。

ただし、径13mm以下の鉄筋についてのフックはないものとする。

2) フープ、スタラップの長さは、それぞれ柱、基礎梁、梁及び壁梁のコンクリートの断面の設計寸法による周長を鉄筋の長さとし、フックはないものとする。

3) 幅止筋の長さは、基礎梁、梁、壁梁、壁のコンクリートの設計幅又は厚さとし、フックはないものとする。

4) 重ね継手又はガス圧接継手について、この基準で別に定める場合を除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして継手箇所数を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。

5) ガス圧接継手の加工のための鉄筋の長さの変化はないものとする。

6) フック、定着、余長及び重ね継手の長さについて設計図書に記載のない場合は、日本建築学会、建築工事標準仕様書JASS5鉄筋コンクリート工事の規定を準用し、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。なお、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。

7) 鉄筋の割付本数が設計図書に記載されていない場合は、その部分の長さを鉄筋の間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数（同一の部分で間隔の異なる場合はその整数の和）に1を加える。

8) 窓、出入口等の開口部による鉄筋の欠除は、原則として建具類等開口部の内法寸法による。ただし、1か所当たり内法面積0.5㎡以下の開口部による鉄筋の欠除は原則としてないものとする。

なお、開口補強筋は設計図書により計測・計算する。

9) 鉄筋について、その所要数量を求めるときは、その設計数量の4%の割増を標準とする。

2 各部分の計測・計算

(1) 基礎

1) 独立基礎

ベース筋、斜筋の長さは、1通則1)による。はかま筋等は、設計図書により計測・計算する。

2) 布基礎

ベース筋の長さは、1 通則 1) により、接続部の長手方向のベース筋は相互に交差したものとして計測・計算する。布基礎の梁に該当するものは3) 基礎梁に準ずる。また、主筋の継手については、1 通則 4) による。

3) 基礎梁

① 基礎梁の全長にわたる主筋の長さは、基礎梁の長さとその定着長さを加える。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は基礎梁を通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する柱又は梁の幅の $1/2$ を加え、異なる径の主筋が連続する場合は、それぞれ定着するものとする。

② 連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、1 通則 4) の規定にかかわらず、基礎梁の長さが、5.0 m未満は0.5か所、5.0 m以上10.0 m未満は1か所、10.0 m以上は2か所あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。ただし、単独基礎梁、片持基礎梁及び壁式構造の基礎梁の主筋の継手は、1 通則 4) により、基礎梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。

重ね継手の長さは、1 通則 6) による。

③ 壁式構造で布基礎の基礎梁に該当する部分の縦筋が設計図書に記載のあるときは、コンクリートの高さに余長を加えた長さとする。

④ スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各基礎梁ごとに1 通則 2)、3) 及び7) による。また、腹筋の余長は、1 通則 6) によるが、壁式構造では壁2)－4 横筋による。

4) 底盤（基礎スラブ）

① 主筋の長さは、定着の場合は底盤の内法長さに定着長さを加え、他の部分を通して連続する場合は底盤の内法長さに基礎梁等接続する部分の幅の $1/2$ を加えるものとする。

ハンチ部分もこれに準ずる。

② 主筋の継手箇所数は、基礎梁の主筋の継手に準ずる。ただし、壁式構造については、床板の主筋の継手に準ずる。

③ 補強筋は設計図書による。

(2) 柱

1) 主筋の長さは、柱の長さに定着長さ及び余長を加えたものとする。階の途中で終わり又は始まる主筋の長さは、設計図書により柱断面図に示された階に属するものとする。

最上階柱の主筋については、1 通則 1) による。

2) 主筋の継手は、1 通則 4) の規定による。ただし、基礎柱については基礎柱部分の主筋の長さが3.0 m以上の場合は1か所、その他の階の各階柱の全長にわたる主筋については各階ごとに1か所の継手があるものとする。

柱の途中で終わり又は始まる主筋の継手については、1 通則 4）による。径の異なる主筋の継手は、各階 1 か所とし、その位置は床板上面から 1.0 m とする。

重ね継手の長さは、1 通則 6）による。

3) フープは各階ごとに 1 通則 2) 及び 7) による。

4) 柱頭、柱脚等の補強筋は設計図書による。

(3) 梁

1) 梁の全長にわたる主筋の長さは、梁の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は梁を通して連続する場合は、定着長さにかえて柱又は梁の幅の $1/2$ を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。

2) 連続する梁の全長にわたる主筋の継手については、1 通則 4) の規定にかかわらず、梁の長さが、5.0 m 未満は 0.5 か所、5.0 m 以上 10.0 m 未満は 1 か所、10.0 m 以上は 2 か所あるものとする。径の異なる主筋が連続する場合も継手についてはこの規定を準用する。ただし、単独梁及び片持梁の主筋の継手は、1 通則 4) によるものとし、梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。

重ね継手の長さは、1 通則 6) による。

3) ストラップ及び幅止筋の長さ、本数は各梁ごとに 1 通則 2)、3) 及び 7) による。

また、腹筋の余長は、1 通則 6) による。

(4) 床板（スラブ）

1) 床板の全長にわたる主筋の長さは、床板の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が梁、壁等を通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する梁、壁等の幅の $1/2$ を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。

2) 連続する床板の全長にわたる主筋の継手については、1 通則 4) の規定にかかわらず、床板の長さ 4.5 m 未満は 0.5 か所、4.5 m 以上 9.0 m 未満は 1 か所、9.0 m 以上 13.5 m 未満は 1.5 か所あるものとする。ただし、単独床板及び片持床板の主筋の継手は、1 通則 4) による。

重ね継手の長さは、1 通則 6) による。

3) 同一配筋の床板がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

(5) 壁

1) 壁（壁式構造以外）

① 縦筋、横筋の長さは、接続する他の部分に定着するものとし、壁の高さ又は長さに定着長さを加えたものとする。補強筋は設計図書による。

② 縦筋の継手は原則として各階に 1 か所あるものとし、開口部腰壁、手すり壁等の継手はないものとする。また、横筋の継手は、1 通則 4) による。

③ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2) 壁（壁式構造）

壁式構造の壁筋は、端部筋、縦筋、壁梁筋、横筋及び補強筋に区分して計測・計算する。

なお、設計図書に鉄筋本数の記載がある場合はその本数とする。

2) - 1 端部筋

① 壁の端部及び壁と壁の接続する箇所のコーナ一部配筋は、一般の縦筋と異なる配筋で設計されることが多い。この部分の縦筋を端部筋といい、その長さは各階の壁高さに設計図書による定着長さ及び余長を加えた長さとする。階高全体にわたる開口部縦補強筋は、端部筋として扱う。

② 各階の階高全体にわたる端部筋は、各階ごとに1か所の継手があるものとする。径の異なる鉄筋の継手は原則として1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。

なお、重ね継手の長さは、1通則6)による。

2) - 2 縦筋

① 一般階の縦筋の長さは、各階の壁高さによる。

② 最下階の縦筋の長さは、接続する布基礎がスタラップ状配筋の場合は、最下階の壁高さに定着長さを加えるものとする。また、縦筋が布基礎内に通した配筋の場合の布基礎内の縦筋については、3) 基礎梁③で計測・計算するため、布基礎上端までとして定着長さは計測しない。

③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。

④ 開口部の上下の壁部分の縦筋がスタラップ状配筋の場合は設計図書による。

床上からの開口部で上の壁部分のみの場合は、原則としてスタラップ状配筋として計測・計算する。

⑤ 縦筋の継手は、原則として各階ごとに1か所の継手があるものとする。ただし、直上階の縦筋の配筋が異なる場合は、その階の縦筋にさらに1か所の継手があるものとし、直上階の縦筋の継手がないものとする。

⑥ 縦筋の割付本数は、壁の内法長さをもとに1通則7)により割付け本数を求め、壁の内法に含まれる壁の接続部及び縦補強筋の箇所数を差し引いた本数とする。

⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2) - 3 壁梁筋

① 主筋の長さは、壁の長さ（内法長さと接続する壁厚さ）に定着長さを加えた長さとする。

主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。

② 壁の内法全長にわたる主筋の継手箇所数は、1通則4)による。

③ 腹筋は、2) - 4 横筋による。

- ④ ストラップ状配筋及び幅止筋の長さ、本数は、1 通則 2）、3）及び 7）により計測・計算する。

2)－4 横筋

- ① 横筋の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。
また、同一径の横筋が交差する壁を通して連続する場合は、連続する長さの両端の定着を加える。
- ② 袖壁、開口部等の側壁でフープ状配筋が設計図書に記載のある場合は、1 通則 2）及び 7）により計測・計算する。
- ③ 横筋の割付本数は、1 通則 7）にかかわらず、壁高さを鉄筋間隔で除し、小数点以下第 1 位を切り上げた整数から 1 を差し引いた本数とする。
- ④ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による統計値とすることができる。

2)－5 補強筋

補強筋は設計図書による。

（6）階段

段型の鉄筋の長さは、コンクリートの踏面及び蹴上げの長さに継手及び定着長さを加えたものとし、その他は梁、床板、壁に準ずる。補強筋は設計図書による。また、踊場等については、床板、階段梁についてはそれぞれ床板及び梁の鉄筋に準ずる。

（7）その他

庇、パラペット、ドライエリア等の鉄筋は、（1）基礎～（6）階段に準ずる。

第4章 鉄骨

第1節 鉄骨の区分

鉄骨は、本体鉄骨及び付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む。）に区分する。また、ボルト類及び溶接を含むものとする。

1. 本体鉄骨は次の区分とする。

（1）柱

- 1）鉄骨柱は柱脚ベースプレート下端から最上端までの、柱として工場製作する部分をいい、設計図書により各節に区分した柱とする。
各節の柱及び梁との接合は設計図書による。
- 2）各節の柱は、最下部の柱を第 1 節柱とし、上部の柱を逐次第 2 ……第 n 節柱とする。
- 3）各節の柱と柱の接合部材は、原則として接合する「あとの部分」に含める。

- 4) 間柱は原則として梁間の長さとし、接合部は設計図書による。また、ガセットプレート等の梁との接合部材は、柱に含める。

(2) 梁

- 1) 鉄骨梁は、柱又は梁に接する横架材の部分进行。片持梁等もこれに準ずる。また、柱及び梁の区分は設計図書による。
- 2) 柱又は梁との接合部材は、接合する「あとの部分」に含める。
- 3) 小梁が取付く大梁のガセットプレート及びスチフナーは小梁の部分として区分する。

(3) ブレース

- 1) 鉄骨ブレースは鉛直ブレース、水平ブレース等の部材进行。柱、梁等との接合は設計図書による。
- 2) 柱又は梁に接合するブレースの接合部材は、原則として接合するブレースの部分に含める。

2. 付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）は次の区分とする。

(1) 階段

- 1) 鉄骨階段は段板、ささら桁及びこれに付随する部分をいい、踊場等を含む。
- 2) 他の部分との接合部材は階段の部分として区分する。

(2) デッキプレート

デッキプレートは種類及び厚さごとに区分する。

(3) その他付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）

各細目ごとに区分する。

第2節 鉄骨の計測・計算

1 通則

- 1) 材料価格に対応する数量は、所要数量とする。
- 2) 鋼材（形鋼、平鋼、鋼板等）の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さ又は面積をそれぞれ設計長さ又は面積とし、その設計長さ又は面積に J I S で定める単位質量を乗じた質量とする。
- 3) ボルト類等は原則としてその規格、形状及び寸法ごとに個数又は質量に換算したものを設計数量とする。なお、高力ボルトの長さは、接合する板厚による締付け長さに「締付け長さに加える長さ」（S）mmを加えた首下寸法とする。ただし、長さが5mm単位とならない場合は、それぞれの決められた規格の基準寸法に最も近い寸法とする。
- 4) 溶接は原則として種類に区分し、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さを数量とする。

- 5) 鋼板は原則として設計寸法による面積を計測・計算する。ただし、複雑な形状のものはその面積に近似する長方形として計測・計算することができる。なお、全溶接構造の鋼板の場合は、第1編総則2基本事項(6)2)の定めにかかわらず短辺方向は小数点以下第3位まで、計測・計算する。
- 6) ボルト類のための孔明け、開先き加工及びスカラップ並びに柱、梁等の接続部のクリアランスによる鋼材の欠除は、原則としてないものとする。1か所当たり面積0.1㎡以下のダクト孔等による欠除もこれに準ずる。
- 7) ダクト孔補強について設計図書に記載された補強材は計測・計算する。
- 8) 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。
 - 形鋼、鋼管及び平鋼 5 %
 - 広幅平鋼及び鋼板（切板） 3 %
 - ボルト類 4 %

2 各部分の計測・計算

1. 本体鉄骨は次により計測・計算する。

(1) 柱

- 1) 柱の節の長さは、設計図書による各節の接合位置間の長さとし、第1節柱又は最上部の節柱にあつては、ベースプレート下端又は柱頭上端から接合位置までの長さとする。
- 2) 柱を構成する各部材は各節柱に区分して、設計図書により計測・計算するものとする。
- 3) 各節柱の接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の柱で計測する。なお、接合部の板厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。

(2) 梁

- 1) 梁の長さは、鉄骨柱又は鉄骨梁の仕口の内法長さとする。
- 2) 梁の構成部材は設計図書により計測・計算する。
- 3) 梁の継手接合に必要な、スプライスプレート及び高力ボルトは「あとの部分」の梁で計測・計算する。なお、接合部の材厚の差等が1mmを超える隙間は、フィラープレートが入るものとして計測・計算する。

(3) ブレース

ブレースの計測・計算は設計寸法による。ただし、支点間にわたるブレースの主材は原則としてターンバックル等による部材の欠除は計測の対象としない。

2. 付帯鉄骨（付属物及び仮設金物を含む）は次により計測・計算する。

(1) 階段

設計寸法により計測・計算する。

(2) デッキプレート

- 1) デッキプレートの数量は、設計図書により計測・計算する。